

越 監 公 表 第 1 9 号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和3年（2021年）10月に定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年12月20日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 小 林 豊代子

越谷市監査委員 細 川 威

# 令和3年度(2021年度) 学校定期監査結果報告書

## 1 準拠基準

越谷市監査基準

## 2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

## 3 監査の対象

学校教育所管の財務に関する事務（主として令和3年度分）

|          |   |
|----------|---|
| 小学校      | 大袋小学校 増林小学校 大袋北小学校 大袋東小学校<br>平方小学校 弥栄小学校 花田小学校 城ノ上小学校 |
| 中学校      | 北中学校 栄進中学校 平方中学校 大袋中学校                                |
| 教育委員会事務局 | 学校管理課 学務課 給食課   |

## 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

なお、重要リスク及び監査の着眼点については、監査対象に係るリスク、内部統制の状況及び過去の監査結果を踏まえ、次のとおり設定した。

| 重要リスク                 | 監査の着眼点（主なもの）                                     |
|-----------------------|--|
| 1 現金出納簿の不備・誤りが発生するリスク | ア 現金出納簿は、遅滞なく正確に記録されているか。また、日々出納関係帳簿等の点検を行っているか。 |
| 2 不適切な物品管理が発生するリスク    | ア 保管の方法、場所は適切か。<br>イ 薬品の保管に係る管理点検体制は確立されているか。    |

## 5 監査の主な実施内容

事前に提出された資料及び関係帳票簿冊等について、証憑突合、計算突合、質問、閲覧等の手法を用いて監査を実施した。

《監査項目》

- (1) 配分予算
- (2) 学校給食費
- (3) 就学援助費、特別支援教育就学奨励費
- (4) 日本スポーツ振興センター負担金
- (5) 備品等の管理
- (6) 図書等の管理
- (7) 施設等の管理

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査室、監査委員事務局及び対象部局執務室等

### (2) 日程

令和3年(2021年)9月13日(月)から同年10月7日(木)まで

## 7 監査の結果

今回、監査を実施したところ、学校教育部所管の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。今後においても、教育委員会事務局と学校が十分連携を図りながら、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。